

平成20年9月11日（木）

日程に従い、議案審議を行います。

**日程第20 議案第8号 橋本市ふるさと応援基金条例の制定について**

○議長（中上良隆君）日程第20 議案第8号 橋本市ふるさと応援基金条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）大まかなことはわかるんですが、初めての制度という点で、少し詳しく本条例について説明をお願いします。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）これにつきましては、国会で当初ふるさと納税という形でいろいろ議論されたわけでございますけれども、今年の4月30日に、ふるさと納税制度関係法令案が通ったわけでございます。衆議院で可決されました。

そういうことに伴いまして、市民税、所得税の10分の1を限度としまして、住んでいるところの市町村、県も含めて、自治体へ寄附金としてできると。その寄附金につきましては、住んでいるところの市町村から税金を控除しますよという制度でございます。ということで、5月から全国の市町村、県も含めまして、全自治体で取り組んでいるような状況でございます。そういう制度でございます。そして、寄附金の5,000円につきましては、約5,000円でございますけれども、税金控除の対象にならないということで、寄附扱いという形になるようでございます。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）一つは、どの程度の収

入が見込まれるのか。もう一つ、マスコミ等で行われているのでかなり浸透していると思うんですが、市民へのこの制度のPRと申しますか、広報と申しますか、そこらどのように考えているのか、お尋ねします。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）最終的にどれだけ集まるかというのはちょっとわかりませんが、9月1日現在で、予算では1件でございますけれども、7件の申し出がございます。ということで、申し出7件で総額が148万7,000円。それから、そのうち4件については納付済みになってございます。ということで、納付済み額が96万円ということで、このまま伸びていけばかなり集まるんじゃないかというふうに考えてございます。

それと、PRの関係でございますけれども、橋本市におきましては、5月1日にふるさと寄附金としてホームページのほうにアップロードさせていただきました。ちょっと見にくい関係もございましたので、この9月にトップページのほうにふるさと寄附金のトップページの窓を設けて、入りやすいようにさせていただいております。それから、東京橋本会のほうにも、その寄附の依頼ということで、パンフレットなんかを配布するような形で現在もいたしております。それから、職員につきましても、家族の方、それから友人の方にお問い合わせするというので、職員にも周知しているような状態でございます。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）今、ふるさと応援基金ということで、148万円現在集まっているということなんですけれども、何でも入ってくるということありや出ていくことあるということで、橋

本市在住の他府県から来た人が自分のふるさと、例えば九州でもどこでも結構ですけども、そこへお金が流れるということ、私はあつてしかるべきやと思うんですよ。その場合、支出はどれぐらいが今のところ、逆に難しいですけども、わかっているんか。そういうのを当然出したら、税金の免除の対象になるんですわね。先ほど言うたように、5,000円以上ですか。損失とは言いませんけども、そういう部分はどれぐらい見越しているんかなと。そんなのありませんか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）この制度につきましては、各自治体といいますか、地域、地域によって歳入の増につながる自治体もあればマイナスにつながる自治体もあると推測しております。橋本市におきましては、これはあくまでも推測の域は出ないんですが、もともとは合併する前の旧の橋本市で3万四、五千人、五、六千人。これが住宅開発等によりまして、人口増と。それで、新たに橋本市へ転入された方々がどの地域が自分のふるさとだというふうに考えるのか。生まれ育ったところが自分のふるさとと考えるのか、橋本市へ転入されるまでの間に生活されたところを自分のふるさとと考えるのかということによりまして考えが変わってくるというふうに感じておりますので、橋本市の場合は比較的、住宅開発による人口増がありますので、転入された方々のふるさとというのは橋本以外に求めていく可能性があるということ。そうなりますと、結果的には橋本市はその部分では減につながるという考えを持っております。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）今の現時点で金額どうのこうのはわからんと思いますけど、これはまたきっちりと入ってくるお金がわかるんやから、出ていくお金もわかりますのかな。そ

のときはまた、報告というか、質問させていただいたときには答弁してもらえるのか、それのことだけちょっとお聞きしておきます。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）結果的に寄附金をどれだけいただくかということの中ではシミュレーションは可能かと思しますので、わかる範囲では、またご質問いただければ、ご報告させていただきたいと思えます。

申告制になっておりますので、その分で数字はつかめるといふふうに思っております。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）済みません、第7条のところで、その他も含めて六つのプロジェクトを上げていただいております。これは、寄附をされる方、これにお金を使っていたきたいというような形で寄附をしていただけたらと思うんですけども、実際に今まで、9件でしょうか、用途を指定したのがあるのか。また、これが用途を限定しないような場合に、これは市としてどこに重点的にこの基金を使っていこうというようなお考えなのか。これ予算の編成ともリンクして、お考えをお聞かせください。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）申し出書に意見を書いていただく欄がございます。使途、それから意見も含めてということで書いていただく欄がございますけども、どういうふうに使ってくださいというのは1件だけ、旧高野口の方ですけど、高野口地区の何かに使ってくださいというのが一つあった程度で、ほかはございません。ただ、何か礼をくれるのでしたら冬柿を送ってほしいというのも1件ございましたけども、特にどういう形で使ってくださいというのは、このプロジェクトの中でいただいたというような形になってございま

す。

それと、五つのプロジェクトの中で、現在、どれに充てんして使うかというのは、お金を集めている段階で、その議論はちょっとできてございません。

以上です。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）今のところ、その他は置いておいて、五つのところで用途を限定した形での寄附というのはあまりないということなんですけれども、そういったものが今後出てきたような場合、それも市民の意思として、こういうところに橋本市は力を入れてほしいんだというような意思かとも思いますので、今後の政策決定の参考にさせていただけたらと思います。

それともう一点、多額のご寄附をいただいた方に、例えば橋本市の名産品とかそういうような形でお礼をするというような、柿でしたり、何かそういったことで、より一層橋本市の広報につなげていくというようなことも考えられるかと思うんですけれども、そういうお礼とかというのは法的に何か問題があるのかどうか。ないのであれば、そういったことも検討していただきたいと思うんですが、ちょっとご見解をお聞かせください。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）5,000円の部分につきましては寄附扱いになりますので、それが税金控除の対象になりませんので、損しているのはだれかというたらその方で、得しているのが市というような形になります。そういうことで、それに見合うような形のお礼というのも考えていきたいなというように考えてございます。特に、特産品を中心にして考えていきたいなという考えでございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第8号については、総務委員会に付託いたします。

---

#### 日程第21 議案第9号 橋本市企業誘致対策基金条例の制定について

○議長（中上良隆君）日程第21 議案第9号 橋本市企業誘致対策基金条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）この橋本市企業誘致対策基金条例の制定の件なんですけど、平成20年度9月補正予算案の主なものという説明いただいた中で、この基金に3億8,000万円を積み立てると。その財源として、諸収入の中で公共施設等維持管理負担金（J T日本たばこ産業から）4億300万円の収入があったと、こういうふうな説明になっているんですが、これ非常に大きな額なんですけど、どのような経過で、単純に考えたら、公共施設を維持管理する負担金ととったら、何か使われていないポンプがあつてとかいう話もあるんですが、これは理事の手腕でおそらくこういうかなり大きな額までJ Tからいただいたとも聞くんですが、少しその点説明いただけますか。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）私のほうからちょっとご説明をしたいと思います。

補正予算で、歳入で、雑入、今議員のおただしがあったようなんですけど、4億300万円、J Tからいただいております。その中には、現在、紀ノ川の右岸側にポンプ場があるわけでもございますけども、ポンプ場及びその用地も含めて、すべてJ Tから市のほうに譲渡ということでもいただきました。当然、市へ譲渡と

ということになりますと、そのポンプ場の維持管理、また周辺の水路、それから里道等の改修、それらも含めていただいております、もう一つは、橋本市が積極的に企業誘致を進める中で、JT側といたしまして、反対に出ていくという格好になっております、そんな関係で、JT側からも一つは橋本市の企業誘致に協力をしたいという意向もございました。今のJTの北側の用地につきましても、市が購入したということで、非常に市も協力をさせていただいたわけでございますけれども、そういういきさつもありまして、今回、企業誘致室の理事をはじめ、職員の中でいろいろJT側と協議を重ねまして、かなりの多額の負担をさせていただいたと。

ただし、本来は、一部そのポンプ場の処理分はあくまで公共施設維持管理負担金としていただくべきであって、その残りの分につきましては、例えば寄附金という扱いになるわけでございますけれども、JT側の意向で、会社の経理上、寄附金として支出はできないという意向もございましたので、公共施設維持管理負担金としてまとめてお支払いしたいということでございました。

そういう経緯がありまして、今回、一括で雑入として受け入れさせていただきまして、それぞれの目的に合った基金のほうへ積み立てをさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）経過はわかりました。わかったんですが、この4億300万円という、非常に額が大きいんです。JTも話が非常によくわかるというか、橋本市のために、これからの企業誘致のために踏ん張るというか、頑張りましょうということを出していただいたのかなとも思うんですけれども。

これは、企業誘致等にしか使えないという、その辺はJTの強い意思といますか、そういうのがあるんでしょうか。あまりにも大きな額なので。過日の一般質問でも、いろいろ提案しても、財政難ということで一括されているんですが、そこらの点伺います。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）JT側との話の経緯の中で、やはり、橋本市が積極的に企業誘致をしておる中で、JTも協力していきたいということの意向を受けまして、もともとなかった基金をつくりまして、それに積み立てたということでございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）話が出たんで、これ諸収入なんで収入のところで話をしようと思ったんだけど、今したほうがと思いましたので、JTの今の話なんです、これにつきましては、もともとJTが撤退するとき、地域の地域との話の中でという経過の中で、市と3者でこういう形に落ちついたと理解はできるんですが、やっぱり、地元の皆さんの思っていることもきちんと責任を持って市がやっけてあげてくれるという前提でないと話はおかしくなるので、それにつきましては、きちんと市が責任を持って、さっき水路とかいろいろありましたが、その内容につきましては地元とご相談いただいたらいいと思いますが、JTとしたら、これで責任を逃れたという解釈になると思うんで、それについては、地元の皆さんもやっぱり市に責任を持ってもらうほうが安心できると。それは当然の話なんで、その辺も含めて、きちんと地元の皆さんのことも責任を持ってやっていただけるという前提の話ということで、それをきちんとここで言うておいてもらえたら私は賛成できるんですけども、その辺の答弁よろしくお願いま

す。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）財産につきましても、すべて市に譲渡ということになっておりますので、今後は市が窓口ということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）窓口はわかっています、ここへ出ているんですから。だから、地元との話をきちんとしてくれるという、それをここでしますと言うてくれたらそれでいいんです。

○議長（中上良隆君）理事。

○理事（塚本 基君）交渉事の中でいろいろあるんですけども、岩田議員言われるように、地元とちゃんと詰めた形で、みんなうまいこといくような形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中上良隆君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）済みません、関連してですけども、今岩田議員からあったんですけども、ポンプ場とか水路その他の整備に使っていかないかん部分もあろうかと思うんですけども、そしたら、これ企業誘致のほうにほとんどが回しておるんですけども、今後、地元の対策といたしますか、あの敷地内から紀ノ川までごっつい水路といたしますか、排水路といたしますか、そういうものがたしか行っていると思うんですけども、その辺の工事関係がかかってこようかと思うんです。今後、その辺の費用がかかってきたときに、JTからいただいた分がほとんど企業誘致のほうへ回っておるんです。今後の工事については、一般会計から負担をしていかなだめだと思うんですけど、その辺どれぐらいの費用がかかるのか、その見通しもあるんでしょうかね。

○議長（中上良隆君）理事。

○理事（塚本 基君）一般会計の補正の中での話にもなるんですけども、4億300万円をJTからちょうだいしまして、3億8,000万円を企業誘致基金に積んだと。2,300万円が、次の条例になるんですけども、施設管理負担基金のほうへ行くというふうなことでございます。そこら辺の試算した中で、今辻本議員言われるような部分についても、そういうふうな割り振りをさせていただきというふうなことでなっておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第9号については、企業誘致対策調査特別委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、企業誘致対策調査特別委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第22 議案第10号 橋本市公共施設等管理基金条例の制定について

○議長（中上良隆君）日程第22 議案第10号 橋本市公共施設等管理基金条例の制定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）最初に、説明のときには、宅地開発等により市に移管された道路や緑地といった公共施設等を維持管理するために資金を充てるために基金を設置するという説明があったんですけども、今の話でいきますと、2,300万円はポンプ場、水路とかを含め

ての維持管理の費用に充てるということが見えてきたんですけれども、第2条の1番、宅地開発により施工者から市に移管された道路、緑地、広場等、ここに使うという、宅地開発によりということになれば、城山台から始まって、いろいろたくさんあると思うんですけれども、こういうところも含めての維持管理費用に充てる基金であるのかどうかというのが一つ。

今回、この2,300万円と南海電鉄からの900万円をこの基金に積み立てるような補正予算になっているんですけれども、実際にこの後どういうふうな形で進んでいくのか、ご説明お願いいたします。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず宅地開発によるという絡みでございまして、これにつきましては、今議員の言われました三石台の西側の山林なんですけれども、それは覚書によりまして一応市のほうに移管されるということになります。それにつきましては、南海が1年間約30万円の管理費用が発生しておるということで、30年間分の900万円ということで、一応この件でいただくようになっております。これにつきましては、三石台と宅地開発の絡みで使いたいと思っております。

先ほどの企業誘致関連の2,300万円につきましては、2号で企業誘致関連2,300万円ということで仕分けをして考えております。

以上です。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第10号については、経済建設委員会に付託いたします。

---

日程第23 議案第11号 橋本市職員の公益

## 法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中上良隆君）日程第23 議案第11号 橋本市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）少しここで、条例改正ということで、単に公益法人が公益的法人ということに改めるだけなんですけど、ちょっと教えてほしいんですけど、公益法人といえど公益法人だけやけども、公益的というふうな、的という言葉が入ることによってある程度拡大解釈できるのかなということがあるんですけども、そこら辺についてちょっと教えていただきたいのと、現在、橋本市からいろんなところに派遣されているんですけども、ある意味、また違うところにも派遣できるような、条例改正によってはそういうことも考えられるのかなと思うんですけど、その点お伺いします。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）地方公務員法で、公益法人への派遣につきまして、公益法人と公益的法人がどない違うかというのは、公益法人の定義についてきちっと整理されてなっております。ということで、具体的に言いましたら、裁判員制度なんかもありました中で、公益法人がちょっとふわっとしておったところがあったんですけども、公益的法人という名前の中で、具体的に把握はしていませんけど、拡大されているのは確かでございます。それで、その定義につきましても、きちっとされているということでございます。

〔「答弁もれ」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）21番 上久保君、指摘

してください。

○21番(上久保 修君) 答弁もれということで、今現在、橋本市から派遣している職員、何人ぐらいかというんか、そのことによって、拡大解釈というふうに言われましたけど、要するに、僕らとしたら、公益法人から公益的という字が入ったら、やっぱり拡大解釈できるわけですので、それ以上に派遣できる場所があるんかどうかということをしてたしかお尋ねしたと思うんですけども、その辺の話を聞かせてほしいです。

○議長(中上良隆君) 企画部長。

○企画部長(吉田長司君) ちょっとお時間いただきたいと思います。公益法人を公益的法人の違いを具体的に説明したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(中上良隆君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

答弁は保留ですね。これ議決してしまうんです。

この際、11時まで休憩いたします。

(午前10時50分 休憩)

(午前11時00分 再開)

○議長(中上良隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

企画部長。

○企画部長(吉田長司君) 先ほどの答弁で、ちょっと訂正もごございます。裁判員制度につきましては、関係ございません。そういうことで、ちょっと認識不十分で失礼いたしました。

この変更につきましては、一般社団法人及び財団法人に関する法律が改正されました。ということで、中間法人とかそういうことが

なくなったことと、それからもう一つ、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律というのも改正されました。その中で、公益法人の定義というのがちょっと変わってございます。ということで、それを受けてまして、地方自治法で公益法人から公益的法人ということに名称変更みたいな形でございまして、ほとんど内容は変わってございません。

それと、現在市が行っている派遣ですけども、県のほうへ2名、これは本庁というのは和歌山市のほうと振興局のほうです。それから、後期広域連合のほうへ1名、それから社協のほうへ1名ということで、今回、これによって公益的法人ということで、社会福祉協議会への派遣が対象になってございます。

以上でございます。

○議長(中上良隆君) お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第11号 橋本市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。